

# 浪江町農林水産物等情報発信業務プロポーザル募集要項

## 1 要項の目的

本要項は、浪江町が実施する農林水産物等情報発信業務の最も適した受託者を選定するために行うプロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

浪江町農林水産物等情報発信業務委託

### (2) 業務の目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、当町の第一次産業を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。当町の農林水産物は、食品中における放射性物質の検査は行われており安全性は確認されているものの、福島県産品に対する消費者の不安は十分に払しょくされていない状況である。

これらの風評を払しょくし、販路拡大・販売量増加を図るためには、県内のみならず県外の人にも、当町の請戸漁港近海で水揚げされる魚介類に加え、農産品及びその他の浪江町の産品の魅力を継続的に伝える創意工夫が必要であり、当町が誇る他産業と一体となった取り組みが求められる。また、国内のみならず、将来的なインバウンド効果につなげることを目的として、海外向けに当町のプロモーション活動を実施する必要がある。

### (3) 委託期間

契約の日から令和9年3月17日まで

## 3 委託料の上限額

10,000 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 4 プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

## 5 プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、本業務の実施にあたり必要とされる能力等を有する事業者を選定するために実施するものである。

よって、実際の提案資料については、そのまま採用するものではなく、別途町と詳細に

ついて協議したうえで内容を決定し遂行することとなることから、協議の過程において提案内容が変更となる場合もある。

## 6 応募資格

応募者となる者は以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 公告日から受託候補者決定までにおいて、浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(平成 20 年 12 月 25 日告示第 68 号)による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 公告日から受託候補者決定までにおいて、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 公告日から過去 5 年間に於いて、本業務と同種・類似のものを履行した実績を有すること。

(次ページへ続く→)

## 7 プロポーザルの日程及び提出期限等

### (1) スケジュール

| 項目             | 日付及び詳細                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集要項の公開        | 令和8年7月13日(月)から<br>町ホームページからダウンロードすること。                                                                                                                                                                                                                |
| 参加表明書の提出       | 令和8年7月22日(水)17時まで <b>必着</b><br>第1号様式を1部、事務局へ持参、郵送又はメールにて提出すること。                                                                                                                                                                                       |
| 質問書の提出         | 令和8年7月22日(水)17時まで <b>必着</b><br>第2号様式により、事務局へ持参、郵送又はメールにて提出すること。<br>参加表明書を提出した者のみ質問することができる。<br>原則として、電話等口頭による質問は受け付けないので留意すること。                                                                                                                       |
| 質問書への回答        | 令和8年7月27日(月)までに町ホームページへ掲載する。                                                                                                                                                                                                                          |
| 申し込み及び企画提案書の提出 | 令和8年8月12日(水)12時まで <b>必着</b><br>事務局に持参もしくは郵送すること。<br>郵送の場合は、配達日数等を考慮し、期限までに確実に到着するよう留意すること。<br><b>【提出書類】</b><br>①応募申込書(第3号様式)<br>②誓約書(第4号様式)<br>③同種・類似業務の受託実績(任意様式)<br>④見積書<br>⑤企画提案書(企画提案書作成要領による)<br><b>【提出部数】</b><br>①～④は1部を提出すること。<br>⑤は10部提出すること。 |
| 参加資格審査結果の通知    | 令和8年7月28日(火)までにメールにて通知し、後日郵送する。                                                                                                                                                                                                                       |
| 一次審査結果の通知      | 令和8年8月18日(火)までにメールにて通知し、後日郵送する。                                                                                                                                                                                                                       |
| 二次審査日程通知       | 令和8年8月18日(火)までにメールにて通知し、後日郵送する。<br>※一次審査通過者にのみ通知し、実施するものとする。                                                                                                                                                                                          |
| 二次審査実施         | 令和8年8月24日(月)頃を予定。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 二次審査結果通知       | 令和8年8月25日(火)頃を予定。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 契約締結           | 令和8年8月下旬を予定。                                                                                                                                                                                                                                          |

なお、審査結果に係るメールの通知を受けた場合は、その旨を事務局に報告すること。

(次ページへ続く→)

(2) 事務局(各種書類提出先)

浪江町 農林水産課 農林水産係

住所 〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

電話 0240-34-0246 メール namie16010@town.namie.lg.jp

8 同種・類似業務の受託実績

(1) 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

代表的な事業は、最大 3 件までとする。

(2) 任意様式とするが、事業名、契約日、事業完了日、発注者名を記載し、業務及び成果品の内容が分かるような資料を提出すること。あわせて同種・類似業務における効果・成果が定量的に図れている事業についてはその内容を記載すること。

9 企画提案書等の内容

応募者は、本業務の実施について「浪江町農林水産物等情報発信業務仕様及び企画提案書作成要領」及びそれに付随する資料により企画提案書を作成すること。

10 見積書の作成

(1) 可能な限り詳細な内訳で、かつ内訳は税抜きで記載し、消費税及び地方消費税額と税込金額を記載すること。

(2) 件名は、「浪江町農林水産物等情報発信業務委託」とすること。

(3) 宛先は、「浪江町長 吉田 栄光」とすること。

(4) 団体名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

11 審査に関する事項

(1) 受託候補者の審査方法

本事業に対する応募があった場合は、町が設置する審査委員会において書類審査(一次審査)を実施し、評価点数の合計が審査員配点合計の6割以上で、提案企画が特に優れていると判断された高い上位者(3者程度)について、プレゼンテーション審査(二次審査)を行い、二次審査の評価点数が最も高い者を受託候補者とする。ただし、事業者の評価点数が同じ場合は、見積額が安価な事業者を上位とし、さらに見積額が同額の場合は、後日事業者同士による抽選を行い、その順位を決定する。

また、応募者が1者だった場合は、獲得点数の合計が審査員配点合計の6割に満たないと受託候補者とししない。

## (2) 一次審査

応募のあった企画提案書について、11－(5)－アの審査基準及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位者(3者程度)を選定する。

## (3) 二次審査

ア 企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料、模型等の配付は原則として認めない。

イ 発表に際しては、町にてプロジェクター及び接続コード(HDMIコード1本)を準備しているため、その他必要機器類を持参すること。

ウ 出席者は1事業者につき3名以内とする。

エ 1事業者の持ち時間は30分程度(説明20分以内、質疑応答10分程度)とする。

オ 実施会場及び日時については、別途通知する。

## (4) 受託候補者の選定

一次審査において選定した上位者(三者程度)のうちから、企画提案書とプレゼンテーションの内容を下記11－(5)－ア及びイの審査基準及び配点に基づいて審査し、最も優れていると判断された事業提案者を受託候補者として選定する。なお、二次審査においては、一次審査の際に与えた評価点数については審査に加味せず、二次審査における下記11－(5)－アの審査基準に基づく企画提案書の評価点については、一次審査の際に与えた評価点とは別に、プレゼンテーションの内容と併せて総合的に企画提案書の内容を再評価した点数を付与する。

## (5) 審査基準及び配点

ア 一次審査・二次審査 共通審査基準(企画提案書審査基準)

| 審査項目            | 詳細                                                                                                                                                | 配点  |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 業務内容<br>(配点90点) | <u>(1)浪江町の農林水産品や特産品を使用した首都圏での会食イベント</u><br><u>(2)浪江町の農林水産物や特産品を活用した首都圏飲食店でのメニュー提供</u><br>○提案された企画内容が、当町の請戸漁港近海で水揚げされる魚介類に加え、農産品及びその他の浪江町の産品を最大限に生 | 20点 |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|                     | <p>かした提案となっているか。また、風評払拭に向けた生産者等の取組を紹介する提案となっているか。</p> <p>○招聘するインフルエンサーやメディアが事業目的を達成するうえで適切に選定されており、あわせて伝える・伝わる発信とするための工夫がなされているか。</p> <p>○飲食店等でのメニュー提供が一般消費者に請戸もの等の魅力や安全性を広く伝えることができる店舗・期間設定となっており、あわせて伝える・伝わるための工夫がなされているか。</p>                                                            |       |
|                     | <p><u>(3) 首都圏高級レストラン等のシェフを対象とした講習会</u></p> <p><u>(4) 首都圏のシェフ、食品バイヤー等と生産者との交流会</u></p> <p>○提案された企画内容が、当町の請戸漁港近海で水揚げされる魚介類に加え、農産品及びその他の浪江町の産品を最大限に生かした提案となっているか。また、風評払拭に向けた生産者等の取組を紹介する提案となっているか。</p> <p>○対象とするシェフや食品バイヤーが事業目的を達成するうえで適切に選定されており、事業終了後に継続的な取引や、自発的な発信等につながるような工夫がなされているか。</p> | 20点   |
|                     | <p><u>(5) 各種メディアと連携した情報発信</u></p> <p>○提案された企画内容が、当町の請戸漁港近海で水揚げされる魚介類に加え、農産品及びその他の浪江町の産品の特性を活かした情報発信となっているか。また、生産者の思いやこだわりを伝える内容となっているか。</p> <p>○対象とするメディアが事業目的を達成するうえで適切に選定されており、効果的な発信方法、連携方策が示されているか。</p>                                                                                 | 15 点  |
|                     | <p>事業目的を達成するために、提案者の強みを活かした独自の取組み提案がなされているか。</p>                                                                                                                                                                                                                                            | 20点   |
|                     | <p>実施方法が具体的であり、実現性が高く、一過性で終わらない継続性が見込める内容であるか。</p>                                                                                                                                                                                                                                          | 15 点  |
| 業務遂行能力<br>(配点 20 点) | 企画提案どおり業務を遂行するための体制が整っているか。                                                                                                                                                                                                                                                                 | 10 点  |
|                     | 過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。                                                                                                                                                                                                                                                               | 10 点  |
| 合計                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 110 点 |

※各審査委員の点数の平均値とする。

#### イ 二次審査 審査基準(プレゼンテーション審査基準)

| 審査項目 | 詳細                       | 配点   |
|------|--------------------------|------|
|      | 説明内容が企画提案書の内容をよく補完していたか。 | 10 点 |

|                       |                              |      |
|-----------------------|------------------------------|------|
| 説明の明確さ<br>(配点 20 点)   | 説明はわかりやすい表現となっていたか。          | 10 点 |
| 取組姿勢と対応力<br>(配点 20 点) | 事業を通じた課題解決主体としての当事者性が感じられたか。 | 10 点 |
|                       | 質問に対する応答が明快かつ迅速であったか。        | 10 点 |
| 合計                    |                              | 40 点 |

#### (6) 審査結果

- ア 審査結果は、応募者に対して書面で通知する。
- イ 受託候補者及び審査結果は町ホームページにて公表する。  
なお、公表の際は、受託候補者以外の応募者の団体名等は非公表とする。
- ウ 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

#### 12 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

#### 13 契約に関する事項

町は、受託候補者として決定した者と詳細な協議の上、所定の手続きにより委託契約を締結する。この場合において、提案内容の変更も詳細の協議に含まれる。また、受託候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を候補者とみなす。

#### 14 その他留意事項

- (1) 提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。

- (2) 提出のあった企画提案書及び関係書類については返却しない。
- (3) 委託料には、企画立案、現地調査に要する経費及び消耗品等、納入までの一切の経費を含む。
- (4) 応募書類に係る著作権その他の知的財産権(以下、「著作権等」という。)は、応募者に帰属する。ただし、契約締結に至った場合における成果品等に係る著作権等については、町に帰属することとする。
- (5) 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。
- (6) 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用及び責任において解決するものとし、かつ、町に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。
- (7) 参加申し込み後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届(任意様式)にプロポーザル名称、法人等名称、代表者名、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和8年8月5日(水)17時までに受付窓口へ持参、郵送又はメールにて提出すること。併せて電話で浪江町農林水産課農林水産係に連絡を入れること。



## 浪江町農林水産物等情報発信業務委託仕様及び企画提案書作成要領

### 1 業務名

浪江町農林水産物等情報発信業務

### 2 履行（納品）場所

浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地の 2

### 3 業務期間

契約日から令和 9 年 3 月 1 7 日まで

### 4 目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、当町の第一次産業を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。当町の農林水産物は、食品中における放射性物質の検査は行われており安全性は確認されているものの、福島県産品に対する消費者の不安は十分に払しょくされていない状況である。

これらの風評を払しょくし、販路拡大・販売量増加を図るためには、県内のみならず県外の人にも、当町の請戸漁港近海で水揚げされる魚介類（以下、請戸もの）に加え、農産品及びその他の浪江町の産品の魅力を継続的に伝える創意工夫が必要であり、当町が誇る他産業と一体となった取り組みが求められる。また、国内のみならず、将来的なインバウンド効果につなげることを目的として、海外向けに当町のプロモーション活動を実施する必要がある。

### 5 業務内容

本業務内容は下記のとおりとする。

#### (1) 浪江町の農林水産品や特産品を使用した首都圏での会食イベント

首都圏の高級レストラン等において、浪江町の農林水産品や特産品等を使用した会食イベントを 1 回程度開催する。イベントには、国内外向けに発信を行っているインフルエンサー（5 名程度）やメディア数社を招聘し、SNS

や Youtube 等により浪江町産食材の魅力や質の高さ、安全性等の情報を広域的かつ効果的に発信する。あわせて、相馬野馬追や大堀相馬焼といった町の文化、復興状況等に関する情報を併せて PR することにより、より充実した情報発信となることを目指す。

#### ア 開催日

大まかな開催時期を提案内容に含めるものとし、業務契約後に発注者と協議の上、開催日を決定する。

#### イ 開催場所

都内及び周辺都市を想定し、フレンチやイタリアン、創作料理、海鮮料理等の店舗とする。具体的な場所については提案内容に含めるものとし、業務契約後に発注者と協議の上決定する。

#### ウ 業務概要

- ・請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の産品の活用を中心としたメニューを提供する食事会イベントを開催する。
- ・インフルエンサーを招き、浪江町の魅力を伝え、風評払しょくとなる情報発信をすること。なお、なるべくインフルエンサーは性質が異なる方々となるように配慮する。
- ・インフルエンサーは 5 名程度招くものとし、各種 SNS における登録者数又はフォロワー数は 1 人当たり 1 万人以上、かつ、それらの合計が 100,000 人以上となるようにする。  
※インフルエンサーのジャンルやフォロワー数、活動内容、候補理由等を示すこと。
- ・食べること以外の方法で、請戸ものの質の高さをインフルエンサーに感じてもらえる時間を設け、あわせて、食材の魅力に加え、生産者の思いやこだわり、努力が伝わる内容とする。
- ・農林水産物に限らず、町の文化や風土、特産品、復興状況等の発信につながるような工夫を盛り込む。

#### エ イベント運営業務

- ・ イベント実施にあたり必要な機材の調達・設営
- ・ イベント運営準備、進行、撤去
- ・ その他イベント運営に関して必要な業務

(2) 浪江町の農林水産物や特産品を活用した首都圏飲食店でのメニュー提供  
首都圏の居酒屋やカジュアルレストラン等において、町の食材を活用したメニュー開発及び、開発した料理を提供するフェア（2週間程度）を2回程度開催する。浪江町や請戸もの等を知っている人・関心のある人だけでなく、知らない人に対しても、お手頃に利用できる価格帯で実際に浪江町の食材を活用した料理を食べてもらうことで、食材の美味しさを体感してもらい、請戸ものをはじめとする町内産品の風評払拭を図る。イベントの開催にあたっては、店内にポスターを掲示する等により、食材の魅力や安全性、ストーリー性等についても伝えることができるような工夫を行う。

#### ア 開催日

大まかな開催時期を提案内容に含めるものとし、業務契約後に発注者と協議の上、開催日を決定する。開催期間は2週間程度を2期（計4週間程度）とする。

※期間を分けて、通期で4週間程度のフェアとしても差し支えない。

#### イ 開催場所

都内及び周辺都市を想定し、一般消費者が気軽に利用できる居酒屋やカジュアルレストラン等5店舗程度とする。具体的な場所については提案内容に含めるものとし、業務契約後に発注者と協議の上決定する。

※1期2週間程度のフェアを実施する店舗を1店舗としてカウントし、同一店舗で2期4週間（又は通期で4週間）程度のフェアを実施する場合は2店舗としてカウントして差し支えない。

#### ウ 業務概要

- ・ 浪江町の食材等を使用したメニューを提供する。
- ・ メニューの提供時には、請戸ものや浪江町の食材等の魅力や美味しさ

の情報を掲示する。

- ・フェアを行う店舗と、レシピ開発や食材調達等の各種調整を行う。

### (3) 首都圏高級レストラン等のシェフを対象とした講習会

請戸ものをはじめとする浪江町産品の風評払拭と、浪江町産品を食べることのできる店舗数を増やすことを目的として、首都圏高級レストラン等のシェフ(10名程度)を対象とした講習会を1回程度開催する。講師は(1)の会食イベントの際に調理を担当したシェフ等を想定し、請戸もの等の浪江町産品の特徴や魅力、料理例、実際に調理した感想等を伝えてもらう。あわせて浪江町産品の安全性や生産者・取引先等に関する情報提供も行う。

#### ア 開催日

大まかな開催時期を提案内容に含めるものとし、発注者と協議の上、開催日を決定する。

#### イ 開催場所

都内及び周辺都市を想定し、具体的な場所については提案内容に含めるものとし、業務契約後に発注者と協議の上決定する。

#### ウ 業務概要

- ・請戸ものや浪江町の食材等の魅力や美味しさの情報を伝えつつ、継続的な取扱いにつながるような講習会を開催する。
- ・対象者の選定や講習内容、食材調達等の各種調整を行う。
- ・請戸ものの流通経路、取引先等の状況提供を行うなど、スムーズに商取引に移行できるような工夫を盛り込むこと。

### (4) 首都圏のシェフ、食品バイヤー等と生産者との交流会

首都圏レストランのシェフや食品バイヤー、消費地市場関係者等(6名程度)を対象に、町内の生産現場を訪問してもらい、町内生産者との交流会(1泊2日～2泊3日程度の行程)を開催する。交流会では、食材の魅力や安全性、生産者の思い、ストーリー性などを生産者から直接説明してもらうことで、首都圏のシェフ、食品バイヤー、消費地市場等での理解を深め、継続的

な取引等につなげることを目指す。

#### ア 開催日

大まかな開催時期を提案内容に含めるものとし、発注者と協議の上、開催日を決定する。

#### イ 開催場所

浪江町内での開催とする。具体的な訪問先、行程等については提案内容に含めるものとし、業務契約後に発注者と協議の上決定する。

#### ウ 業務概要

- ・首都圏のシェフや食品バイヤー、消費地市場関係者を招いた浪江町町内ツアーを開催する。
- ・参加者が、訪問先ごとに浪江町の食材等の魅力や美味しさ、安全性等を理解し、継続的な商取引等につながる内容とする。
- ・請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の製品の生産地の見学、浪江町の食材等が使用されている食事の機会、安全性確保に係る取組を学ぶ機会等の内容とする。
- ・シェフ、食品バイヤー、消費地市場関係者全体で6名程度を想定するが、人数や割合については事業目的を達するために必要と考える形を提案すること。  
※例として、参加者全員が消費地市場関係者であっても差し支えない。  
※参加者の人数や割合について、提案内容が効果的だと考える理由を付すこと。

#### エ 交流会運営業務

- ・町内訪問先との調整業務
- ・交流会開催の準備、進行、撤収等必要な業務
- ・その他町内訪問、交流会運営に関して必要な業務

#### (5) 各種メディアを活用した情報発信

各種メディア（テレビ、新聞、WEB 等）と連携し、(1)～(4)の取組や、請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の産品の魅力や安全性等の情報を発信する。

#### ア 業務概要

- ・各種メディア（テレビ、新聞、WEB 等）を活用した情報発信を行う。
- ・情報発信の内容は、(1)～(4)の取組や、請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の産品の魅力や安全性等とする。
- ・連携を想定するメディア及び発信方法等を具体的に提案すること。

### 6 成果品

- (1) 実績報告書（事業実施に関する経過、事業成果の分析、今後の提案等）
- (2) イベントの内容がわかる写真データ等（CD-R 又は DVD-R） 1 枚

### 7 企画提案書の体裁等

#### (1) 企画提案書の体裁

- ①\_企画提案書等に記載の提案内容は、具体的かつ簡潔な表現とすること。
- ②\_企画提案書等の用紙は、A 4 判印刷（20 ページ以内。表紙含む。両面印刷で 10 枚以内。）、横使いを原則とし、上綴じとすること。なお、原則として、提出期限後の追加提出は認めない。
- ③\_企画提案書等の余白は、上部（綴じ代側）は 20 mm 以上、その他は 15 mm 以上設けること。ただし、ページ番号等はこの限りでない。
- ④\_企画提案書等に記載する文字の大きさは、原則 10 ポイント以上とすること。ただし、図表の説明等やむを得ない場合はこの限りでない。

#### (2) 記載事項

- ・企画提案書には以下の項目を記載すること。
- ①\_浪江町及び浪江町農林水産物に関する現状認識
- ②\_事業目標及び中長期の展望
- ③\_業務内容方針
- ④\_業務内容に示す(1)～(5)業務の実施計画及び全体計画

⑤\_業務価格

⑥\_業務の実施体制

⑦\_その他、本業務における提案者の強みを活かした独自提案

(3) 業務の実施計画及び全体計画

- ・契約締結から業務完了までの実施スケジュールの詳細等を記載すること。
- ・(1)～(5)までの業務及び業務全体について、風評払しょくや魅力発信に資する成果目標を可能な限り定量的に設定すること。

(4) 業務の実施体制

本業務を実施するにあたっての体制の詳細（人員配置、人材など）を記載すること。

8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。業務経歴が分かる書類（任意様式）を添付すること。

9 その他

(1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、浪江町に帰属するものとする。

(2) 受託者は、当該業務の履行において必要な取材や撮影などに際して、事前に該当施設や対象者の許可を得ること。ただし、町関係の撮影に当たり調整が必要な場合は、事務局に連絡すること。

(3) 受託者は、受託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(4) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が

生じたときは、浪江町と受託者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(6) 不測の事態等の影響により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、協議の上、契約内容の変更を行うこととする。

(7) 一般管理費（事業に必要な光熱水費や家賃、回線使用料、文房具などの汎用品など当該事業に要した経費として特定が難しい費用について、一定割合の支払を認められた経費（事業従事者の人件費は含まない。))を計上する場合は10%以内を上限とすること。